

福岡市・長崎市連携観光プロモーション業務委託  
仕様書  
(企画提案時)

令和6年12月

福岡市

## 目次

1 委託件名 .....	2
2 履行期間 .....	2
3 本業務の目的・コンセプト.....	2
4 本業務の内容 .....	2
5 乙の責務 .....	6
6 総括責任者及び各業務責任者の選任等 .....	6
7 その他 .....	6

本仕様書は「福岡市・長崎市連携観光プロモーション業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市・長崎国際観光コンベンション協会（以下、委託者という）と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市・長崎国際観光コンベンション協会をいい、乙とは提案者をいう。

## 1 委託件名

福岡市・長崎市連携観光プロモーション業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

## 3 本業務の目的

国内プロモーションの一環として、福岡市及び長崎市のコンテンツを SNS 上で情報発信し、ターゲット層に対して広告配信を行うことで、福岡市及び長崎市を訪問する動機付けを目的とするもの。なお、ターゲット層は関東圏、関西圏の 20~30 歳代（ファミリー層を含む）とする。

## 4 本業務の内容

本事業では、福岡市及び長崎市が保有する Instagram アカウントにおいて、「福岡 VS 長崎」のような形で両市のコンテンツを対決形式で紹介する（対決は全5回とし、それぞれ異なるテーマでの対決とする）。同時にキャンペーンを実施し、両市のアカウントをフォロー及びどちらが魅力的かを投稿内でコメントした人に抽選でプレゼントを行うものである。なお、今回利用するアカウントは下記とし、共同投稿を実施するものとする。

福岡市 Instagram「fukuoka360」(<https://www.instagram.com/fukuoka360/>)

長崎市 Instagram「travel nagasaki」([https://www.instagram.com/travel\\_nagasaki/](https://www.instagram.com/travel_nagasaki/))

### (1) SNS 投稿素材制作

- ・キャンペーン告知投稿1件、対決投稿5件の投稿素材（画像データ及び文案）を制作すること。
- ・対決のテーマは下記とする。

- ①グルメ
- ②夜景
- ③お土産
- ④祭り
- ⑤インスタ映えスポット

- ・提案では、各対決で紹介する両市のコンテンツを選定し示すこと（例えば、対決テーマが「歴史」の場合、福岡市は「櫛田神社」、長崎市は「出島」のように具体的なコンテンツ名を提案すること）。その際、観光客が魅力的と感じ、かつ市民も魅力と考えるようなコンテンツを基準に選定すること。また、投稿のイメージを示すこと。

### (2) Web 広告配信

- ・キャンペーンの周知を目的として、Web 広告を実施すること。
- ・配信先は上記3に示すターゲット層とする。

・提案では、広告の手法（媒体・キャッチコピー等）とその選定理由を具体的に示すこと。

### (3) LP 制作

・上記(2)で実施する広告配信のリンク先として長崎市公式観光サイト「travel nagasaki」内に LP を制作すること。LP 内には下記(4)キャンペーンの詳細情報を記載するほか、両市の Instagram アカウントや福岡市観光情報サイト「よかなび」のリンクを掲載すること。そのほかの掲載内容は甲と協議の上決定する。

長崎市公式観光サイト「travel nagasaki」(<https://www.at-nagasaki.jp/>)

福岡市観光情報サイト「よかなび」(<https://yokanavi.com/>)

・提案時には LP のイメージを示すこと。

### (4) キャンペーンの実施

・キャンペーン当選者との連絡等の調整業務を行うこと。

・両市の訪問につなげることを目的として、商品は以下の内容とし、乙にて手配から発送までを行うこと。

博多駅～長崎駅間の JR 新幹線/特急券(5名分)

※博多駅、長崎駅のいずれからでも乗車できるものとする。

・上記以外にも甲にて商品を手配する可能性があるが、発送は乙にて行うこと。

### (5) スケジュール

・SNS の投稿、広告配信、キャンペーンの実施スケジュールについては、履行期間内で最も効果的と思われる時期を設定し提案すること。

### (6) 自由提案

上記(1)～(4)に加え、両市の誘客に繋がる効果的なプロモーションを予算の範囲内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

### (7) 効果検証

定量的な効果等がわかるデータ(PV数、エンゲージメント数、インプレッション数等)について、分析を行い、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な提案を示すこと。

### (8) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(4)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

・種類等:電子データ

・提出先:福岡市、長崎国際観光コンベンション協会

### (9) 成果物

・SNS 投稿に使用する画像データ(jpeg)及び投稿文案(word 等)

・コーディングされた完全データ(※)

※静的ページのみで納品すること。また、乙のテスト環境にて動作確認を行い、問題がないことを確認の上、納品すること。詳細は受託後に甲より指示する。

・報告書

### (10) 留意事項

・上記(4)のキャンペーン内で当選者と連絡等を行う場合は、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」に定める事項を遵守し、得られた個人情報の取扱いには十分に注意すること。

- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ・上記 4 の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ・本仕様書 5 以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。
- ・契約方法にあたっては、福岡市、長崎国際観光コンベンション協会それぞれと個別に締結するものとし、締結にあたっては各団体の契約規則等に則るものとする。

## 5 乙の責務

### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

#### ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

#### ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### (3) 従事者の服務規律

#### ① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

## 6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

### (1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

### (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

### (4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、乙に帰属する。ただし、委託者が運営する観光関連サイトへの活用または委託者が主催する観光 PR イベント等において各種媒体を活用し発信する場合、委託者は当該成果品を使用することができることとする。なお、成果物の編集を伴う場合は、甲乙協議のうえ個別に編集の可否を判断するものとする。また、これらの場合においては、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業員の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

## 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

## 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

## 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

## 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

## 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

#### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。